

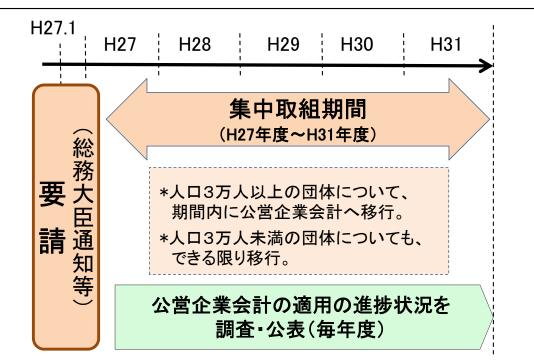
## 未来投資会議構造改革徹底推進会合 説明資料

下水道事業における公営企業会計の適用の状況

平成30年2月 総務省

## 下水道事業における公営企業会計適用の推進

- 平成27年度から平成31年度までの5年間(集中取組期間)で、公営企業会計が適用されていない下水道 事業等を重点事業としてその適用を要請。(平成27年1月総務大臣通知等)
  - <要請内容>
  - ・人口3万人以上の団体が行う事業について、集中取組期間内に移行することが必要であること
- 人口3万人未満の団体が行う事業について、できる限り移行することが必要であること(※)(※)人口3万人未満の団体については、対応できる職員が極めて少数であること、事業規模が小さいこと等を考慮し、「できる限り」の移行を要請。
- 公営企業会計の適用に関するマニュアル等の公表、アドバイザーの派遣、研修の充実、取組状況のフォローアップ、地方財政措置により、適用拡大の取組を推進。
- 下水道事業における公営企業会計の取組状況は、3万人以上の団体において98.8%が「適用済」及び 「適用に取組中」となっている。3万人未満の団体においてその割合は24.8%となっている。
- 3万人未満の団体について、今後、公営企業会計適用の取組をどのように進めていくか、地方公共団体の ご意見も伺いつつ、必要な対応を検討していく。



下水道事業における公営企業会計適用の取組状況 (平成29年4年1日時点)

## 【3万人以上の地方公共団体】

公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」 の団体の割合 98.8%

(参考)H27.3.1時点 61.0%、H28.4.1時点 92.9%

## 【3万人未満の地方公共団体】

公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」 の団体の割合 24.8%

(参考)H27.3.1時点 13.3%、H28.4.1時点 21.5%